6 通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 368 単位）	×70/100		×70/100		+3/100	
		要介護2	（ 421 単位）						
		要介護3	（ 477 単位）						
		要介護4	（ 530 単位）						
		要介護5	（ 585 単位）						
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 386 単位）				×70/100		
		要介護2	（ 442 単位）						
		要介護3	（ 500 単位）						
		要介護4	（ 557 単位）						
		要介護5	（ 614 単位）						
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 567 単位）						
		要介護2	（ 670 単位）						
		要介護3	（ 773 単位）						
		要介護4	（ 876 単位）						
		要介護5	（ 979 単位）						
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 581 単位）						
		要介護2	（ 686 単位）						
		要介護3	（ 792 単位）						
		要介護4	（ 897 単位）						
		要介護5	（ 1,003 単位）						
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 655 単位）						
		要介護2	（ 773 単位）						
		要介護3	（ 896 単位）						
		要介護4	（ 1,018 単位）						
		要介護5	（ 1,142 単位）						
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 666 単位）						9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位
		要介護2	（ 787 単位）						
		要介護3	（ 911 単位）						
		要介護4	（ 1,036 単位）						
		要介護5	（ 1,162 単位）						
ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 356 単位）						
		要介護2	（ 407 単位）						
		要介護3	（ 460 単位）						
		要介護4	（ 511 単位）						
		要介護5	（ 565 単位）						
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 374 単位）				×70/100		
		要介護2	（ 428 単位）						
		要介護3	（ 484 単位）						
		要介護4	（ 538 単位）						
		要介護5	（ 594 単位）						
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 541 単位）						
		要介護2	（ 640 単位）						
		要介護3	（ 739 単位）						
		要介護4	（ 836 単位）						
		要介護5	（ 935 単位）						
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 561 単位）						
		要介護2	（ 664 単位）						
		要介護3	（ 766 単位）						
		要介護4	（ 867 単位）						
		要介護5	（ 969 単位）						
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 626 単位）						
		要介護2	（ 740 単位）						
		要介護3	（ 857 単位）						
		要介護4	（ 975 単位）						
		要介護5	（ 1,092 単位）						
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 644 単位）						9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位
		要介護2	（ 761 単位）						
		要介護3	（ 881 単位）						
		要介護4	（ 1,002 単位）						
		要介護5	（ 1,122 単位）						
ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 343 単位）						
		要介護2	（ 393 単位）						
		要介護3	（ 444 単位）						
		要介護4	（ 493 単位）						
		要介護5	（ 546 単位）						
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 360 単位）				×70/100		
		要介護2	（ 412 単位）						
		要介護3	（ 466 単位）						
		要介護4	（ 518 単位）						
		要介護5	（ 572 単位）						
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 522 単位）						
		要介護2	（ 617 単位）						
		要介護3	（ 712 単位）						
		要介護4	（ 808 単位）						
		要介護5	（ 903 単位）						
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 540 単位）						
		要介護2	（ 638 単位）						
		要介護3	（ 736 単位）						
		要介護4	（ 835 単位）						
		要介護5	（ 934 単位）						
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 604 単位）						
		要介護2	（ 713 単位）						
		要介護3	（ 826 単位）						
		要介護4	（ 941 単位）						
		要介護5	（ 1,054 単位）						
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 620 単位）						9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位
		要介護2	（ 733 単位）						
		要介護3	（ 848 単位）						
		要介護4	（ 965 単位）						
		要介護5	（ 1,081 単位）						

注	注	注	注		注	注		注			注			注	注	注	注	注		注		注	注	注
共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	中重度者ケア体制加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	ADL維持等加算（Ⅲ）	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合
指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +13単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位（3月に1回を限度）	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +56単位	1日につき +85単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1月につき +3単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +200単位（月2回を限度）	1回につき +20単位（6月に1回を限度）	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +160単位（月2回を限度）	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき 22単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 18単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき 6単位を加算）	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×43／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×23／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋(3)の80／100）	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×12／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×10／1000）	

⬚ ：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能。ADL維持等加算（Ⅲ）については、令和5年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、通所介護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。